

## 令和6年小樽市議会第3回定例会

### 市長提案説明

令和6年第3回定例会の開会に当たり、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第6号までの令和6年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、ウイングベイ小樽への行政機能の一部移転に係る工事費が当初の想定よりも増える見込みとなったことから、「公共施設等再編経費」を増額するほか、債務負担行為として、令和7年度から民間に委託する放課後児童クラブの運営業務費用や、令和7年9月までに改修を終える予定の手宮公園競技場のトラック等改修費用を計上いたしました。

また、昨年度に続き、庁舎建設に必要な資金の確保として、北海道市町村備荒資金組合への納付金を計上いたしました。

そのほか、令和5年度に超過交付となった国庫支出金等の返還金を計上するとともに、令和5年度一般会計の決算剰余金の2分の1を「財政調整基金」へ積み立てることとし、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、普通交付税について本年度の交付額が決定したことから所要の補正を計上した上で、市税、地方特例交付金、国・道支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び市債を計上したところであります。

以上の結果、一般会計における補正額は、19億7,790万3,000円の増となり、財政規模は655億5,604万円となりました。

次に、議案第2号から第6号までの特別会計及び企業会計補正予算に

ついて説明申し上げます。

港湾整備事業では、月例点検において破損が判明した多目的荷役機械の修繕及び代替移動式クレーンによる荷役対応に係る経費を増額いたしました。

また、国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業につきましては、令和5年度決算剰余金を繰越金として計上するなど、所要の補正を計上いたしました。

企業会計では、下水道事業において、色内ふ頭老朽化対策事業の一部の予算科目を振り替える補正を計上いたしました。

次に、議案第7号から議案第18号までの令和5年度各会計決算認定について説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額624億7,978万8,828円に対し、歳出総額は611億7,567万5,652円で、歳入から歳出を差し引いた額は13億411万3,176円となりました。

この額から翌年度に繰り越した歳出予算に充当すべき財源1,927万3,171円を差し引いた実質収支は12億8,484万5円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。

また、この実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は1億5,592万8,778円の赤字となり、財政調整基金への積立金などを考慮した実質単年度収支は、5億6,453万1,703円の黒字となりました。

主な要因としましては、歳入では、市民税や地方交付税などが予算を上回り、歳出では、職員給与費や他会計への繰出金などにおいて不用額が生じたことによるものであります。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、健全

化判断比率等につきましては、「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は、令和4年度に引き続き比率自体が計上されないこととなりました。また、「実質公債費比率」は4.0パーセント、「将来負担比率」は25.0パーセントとなり、いずれも早期健全化基準を下回るとともに、前年度と比較して、「実質公債費比率」は0.7ポイント、「将来負担比率」は1.0ポイント改善いたしました。

さらに、公営企業会計の「資金不足比率」につきましては、対象となる全ての特別会計及び企業会計において、資金不足を生じなかったため、比率自体が計上されないこととなりました。

次に、令和5年度に実施した主な施策について、重点的に取り組むこととした「人口対策」、「時代や社会の変化への対応」、「魅力を活かしたまちづくり」と、その他の主要事業に分けて説明申し上げます。

まず、1点目の「人口対策」につきましては、「安心して子育てできる環境づくり」として、第2子の保育料の完全無償化や、小学生までの入院・通院医療費の実質無償化など、保育料や医療費などに係る家計負担の軽減を図ったほか、保育士等の人材を確保するため、新規に就労した保育士等に対し一時金を支給するなどの施策を実施いたしました。また、学校図書館の充実を図るため、司書の増員や蔵書の集中的な整備を行ったほか、中学校において拠点校方式による合同部活動を導入し、生徒の移動を支援するなど、学習環境の改善を図りました。

「雇用・所得の創出」といたしましては、ITベンチャー企業等のサテライトオフィス誘致を推進するため、誘致戦略の策定や企業とのマッチング等を実施したほか、創業支援事業費では、事務所等の内外装工事について、30代までの新規創業者を対象とする若者加算を新設いたしました。また、「移住の促進」として、市内の発達支援事業所や宿泊施設などと連携した親子ワーケーションの実施や、包括連携協定を締結し

たFMノースウェーブのラジオ番組を通じて札幌圏をターゲットに本市の魅力発信に努めました。

2点目の「時代や社会の変化への対応」につきましては、デジタル技術を活用した地域課題の解決を図るため、公立保育所や民間保育園等のICT化を進めたほか、市内全小中学校へ校務支援システムの導入などを行いました。

また、市ホームページや公式LINEと連動した24時間365日の問合せに対応するAIチャットボットを整備したほか、主な市有施設にWi-Fi設備を整備いたしました。

そのほか、スマートフォンの操作に不安を感じる高齢者を対象としたスマホ教室の開催や、性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会の実現のため、「パートナーシップ宣誓制度」の導入を行ったほか、脱炭素社会の実現に向けて、学校給食センターの照明機器のLED化など、CO2排出量の削減を目的とした改修を実施しました。

3点目の「魅力を活かしたまちづくり」につきましては、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の本格的活用に向けた消防設備などの改修や、観光資源としての利活用促進に向けた公会堂の内装等の改修を行いました。

また、小樽運河竣工100周年に合わせた地域の魅力を広く発信するイベントを実施した実行委員会に補助を行ったほか、歴史を生かしたまちづくりを推進するため、「小樽市歴史的風致維持向上計画」の策定に着手いたしました。

現在進めております第3号ふ頭及び周辺再開発事業につきましては、大型クルーズ船の接岸を可能とする岸壁改良事業が完了したほか、観光船ターミナルの整備に向けた基本・実施設計等を実施いたしました。

そのほか、北海道新幹線新駅周辺のまちづくりを進めるため、新駅の

利用促進に資する立体駐車場や附帯施設の基本設計を行いました。

4点目の「その他の主要事業」につきましては、暑さ対策として小・中学校の保健室に窓用エアコンを設置したほか、令和6年度までに普通教室等へ冷房設備を設置できるよう、繰越明許費により予算措置を行いました。

また、令和4年度に基本構想を策定した新総合体育館について、基本計画を策定いたしました。

そのほか、国の補正予算等に対応して、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する各種支援事業について、地方創生臨時交付金を活用し、補正予算により速やかな実施に努めました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、地方交付税で約4億8,413万円の増収となりましたが、国庫支出金で約6億5,751万円、繰入金で約7億3,053万円、諸収入で約4億5,800万円、市債で約18億3,157万円などの減収となったことから、歳入総額では約39億4,828万円の減収となりましたが、このうち約16億6,002万円については、繰越事業の財源として、令和6年度に歳入が見込まれるものであります。

歳出につきましては、繰越事業分を除き、約35億7,310万円の不用額を生じましたが、この主なものとしたしましては、総務費で、ふるさと応援基金積立金の減などにより約7億1,006万円、民生費で、生活保護費の扶助費の減などにより約6億8,612万円、土木費で、除雪費の減などにより約5億9,079万円の減となりました。

次に、特別会計のうち主な会計について説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、歳入総額132億7,32

7万1,711円に対し、歳出総額131億8,207万8,452円となり、差引き9,119万3,259円の剰余金を生じました。なお、道支出金が超過交付となった99万9,518円については、令和6年度に精算するものであります。

住宅事業につきましては、歳入歳出総額ともに8億1,190万8,897円となりました。

主な事業といたしましては、公営住宅建替事業として、塩谷B住宅解体工事が完了し、新塩谷B住宅の基本・実施設計、地質調査、測量業務を実施したほか、市営住宅改善事業として、桜A住宅2号棟・3号棟及び若竹住宅2号棟の外壁等改修工事等を実施いたしました。

介護保険事業につきましては、歳入総額156億2,124万1,037円に対し、歳出総額151億6,866万7,761円となり、差引き4億5,257万3,276円の剰余金を生じました。なお、令和5年度分の国・道支出金及び支払基金交付金のうち、超過交付となった3億117万3,764円については、令和6年度に精算するものであります。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額24億6,319万9,174円に対し、歳出総額23億8,969万14円となり、差引き7,350万9,160円の剰余金を生じました。この剰余金は、令和5年度の出納整理期間中に収納した保険料であり、令和6年度に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は入院収益及び外来収益の減などによる医業収益の減により4億6,215万3,028円の減収となり、支出では給与費、光熱水費などの減による医業費用の減などで5億6,961万8,319円の不用額を

生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債の減などにより36万5,880円の減収となり、支出では長期貸付金の減などにより、不用額は1,191万8,562円となりました。

なお、当年度純損失9億7,282万637円につきましては、当年度未処理欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は他会計負担金の減などにより955万3,757円の減収となり、支出では営業費用などで2億3,272万8,265円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより5億2,798万6,356円の減収となり、支出では建設改良費などで5億3,673万5,444円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金5億1,899万7,191円のうち、2億6,954万4,290円につきましては、自己資本金として処分し、2億4,945万2,901円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料の増などにより3,592万8,442円の増収となり、支出では営業費用などで2億9,060万3,717円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、建設改良費の一部を翌年度へ繰り越した事などから、収入は企業債、交付金の減などにより14億4,933万9,342円の減収となり、支出では建設改良費などで5億7,422万5,508円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金6,374万625円のうち、4,8

20万3,916円につきましては、自己資本金として処分し、1,553万6,709円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は産業廃棄物等処分手数料の減などにより82万6,570円の減収となり、支出では維持管理費などで835万594円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は一般会計長期貸付金2,000万円の償還金があり、支出では建設改良費で106万7,440円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金5,663万2,064円につきましては、全額を利益積立金として処分する予定であります。

簡易水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は他会計補助金の減などにより904万7,146円の減収となり、支出では営業費用などで893万6,590円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は道補助金の減などにより807万6,419円の減収となり、支出では出資金などで837万2,297円の不用額を生じました。

なお、当年度純損失505万7,126円につきましては、当年度未処理欠損金として処理する予定であります。

続きまして、議案第19号から議案第25号までについて説明申し上げます。

議案第19号 空家等対策会議条例の一部を改正する条例案につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要

の改正を行うものであります。

議案第20号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、児童手当法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 保健所設置条例の一部を改正する条例案につきましては、施設の老朽化対策、行政サービスの向上等を目的として、保健所を移転するものであります。

議案第22号 国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証の返還に係る罰則を廃止するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第23号 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽築港駅周辺地区地区整備計画区域のうち、商業・業務地区における建築物の用途の制限について、所要の改正を行うものであります。

議案第24号 工事請負変更契約につきましては、旧ごみ焼却場解体工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第25号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が廃止されることに伴う所要の改正を行うため、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御認定賜りますようお願い申し上げます。